

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
（登録申請書の記載事項） 第七条 法第二十九条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～八 （略） 九 特定有価証券等管理行為（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号及び第十四号の二に掲げる行為をいう。第百四十九条第一号イ及び第百八十一条第一項第二号ロにおいて同じ。）を行う場合には、その旨 十 （略） （業務の内容及び方法） 第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～九 （略） 十 電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合には、次に掲げる事項	（登録申請書の記載事項） 第七条 法第二十九条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～八 （略） 九 特定有価証券等管理行為（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号及び第十四号の二に掲げる行為をいう。第百八十一条第一項第二号ロにおいて同じ。）を行う場合には、その旨 十 （略） （業務の内容及び方法） 第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～九 （略） 十 電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合には、次に掲げる事項

イハ (略)

ニ 電子申込型電子募集取扱業務（第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務をいう。第四百九条第一号ハ及び第五百十条第一号ハにおいて同じ。）を行う場合には、その旨

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条 契約締結時交付書面に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一四 (略)

五 顧客が自己又は他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）と投資一任契約を締結している場合であつて、当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について次に掲げる要件のすべてを満たすものであるとき。

イ (略)

ロ 当該顧客に対し、第百条第一項に掲げる事項に準ずる事項その他の当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の内容を記載した書面を遅滞なく交付すること（書面又は情報通信を利用する方法により、当該顧客からあらかじめ当該内容を記載した書面の交付を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）。

ハ (略)

イハ (略)

ニ 第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合には、その旨

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第百十条 契約締結時交付書面に係る法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一四 (略)

五 顧客が自己又は他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）と投資一任契約を締結している場合であつて、当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について次に掲げる要件のすべてを満たすものであるとき。

イ (略)

ロ 当該顧客に対し、第百条第一項に掲げる事項に準ずる事項その他の当該投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の内容を記載した書面を遅滞なく交付すること。

ハ (略)

六〇七 (略)

25 (略)

6 第一項第五号イ、同号ロ、第三項及び第四項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

7・8 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇二十一の四 (略)

二十二 金融商品取引業者が、本店その他の営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及

六〇七 (略)

25 (略)

6 第一項第五号イ、第三項及び第四項の「情報通信を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

7・8 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇二十一の四 (略)

二十二 金融商品取引業者が、本店その他の営業所又は事務所を金融機関（銀行、協同組織金融機関、信託会社その他令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。）の本店その他の営業所若しくは事務所又はその代理店（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二百二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及

び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。第二百七十五条第一項第二十四号及び第二十五号並びに第二百八十一条第十号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品取引業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

二十三～二十九（略）

2～6（略）

（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十八条 法第四十四条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 証票等（証票その他の物又は番号、記号その他の符号をいう。
次条第一号イ、第四百四十九条の二第一号イ、第五百十条第一号イ及び第二百七十四条第一号において同じ。）を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該

び農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。第二百八十一条第十号において「再編強化法」という。）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を行う場合において、顧客が当該金融商品取引業者を当該金融機関と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

二十三～二十九（略）

2～6（略）

（金融商品取引業者における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十八条 法第四十四条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 証票等（証票その他の物又は番号、記号その他の符号をいう。
第四百四十九条の二第一号イ及び第二百七十四条第一号において同じ。）を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する

個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。第三号において同じ。）に交付されること。

二（略）

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（金融商品取引業者が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。）によるものであること。

イ ホ（略）

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第四百九条 法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。以下この号において同じ。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

イ 証券等を提示し、又は通知した個人を相手方として金融商品

額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。第三号において同じ。）に交付されること。

二（略）

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（金融商品取引業者が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によるものであること。

イ ホ（略）

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第四百九条 法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第一百七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。）

（新設）

取引契約の締結又はその勧誘を行う行為であつて、当該個人が当該金融商品取引契約に基づく債務に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が金融商品取引業者（有価証券等管理業務又は特定有価証券等管理行為を行う者に限る。）に交付されること。

ロ 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

(1) 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項に規定するものを除く。）

(2) 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第二項に規定するものを除く。）

二（略）

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十九条の二 法第四十四条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の

（新設）

（新設）

二（略）

（登録金融機関における信用の供与を条件とした有価証券の売買の受託等の禁止の例外）

第四百四十九条の二 法第四十四条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の

売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 証券等を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が登録金融機関（有価証券等管理業務を行う者に限る。以下この条及び次条第一号イにおいて同じ。）に交付されること。

ロ (略)

二 (略)

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（登録金融機関が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。）によるものであること。

イホ (略)

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げ

売買の受託等をする行為のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 証券等を提示し、又は通知した個人から有価証券の売買の受託等をする行為であつて、当該個人が当該有価証券の対価に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が登録金融機関（有価証券等管理業務を行う者に限る。以下この条において同じ。）に交付されること。

ロ (略)

二 (略)

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（登録金融機関が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によるものであること。

イホ (略)

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条 法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げ

る行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

イ 証票等を提示し、又は通知した個人を相手方として金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為であつて、当該個人が当該金融商品取引契約に基づく債務に相当する額を二月未満の期間内に一括して支払い、当該額が登録金融機関に交付されること。

ロ 同一人に対する信用の供与が十万円を超えることとならないこと。

ハ 当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

(1) 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項に規定するものを除く。）

(2) 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第二項に規定するものを除く。）

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの、前条各号に掲げる要件の全

る行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件のすべてを満たすものを除く。）

（新設）

（新設）

（新設）

二 資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によつてするもの及び前条各号に掲げる要件の

てを満たすもの及び前号イからハまでに掲げる要件の全てを満たすものを除く。)

三〇五 (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇二十三 (略)

二十四 金融機関代理業(再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を含む。次号及び第二十六号において同じ。)を行う場合において、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、法第二十一条各号に掲げる行為を行うこと(第二号に掲げる行為によってするものを除く。)

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証券(第一百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の発行者である顧客の非公開融資等情報(金融機関代理業務(再編強化法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務を含む。以下この号、次号及び第二百八十一条第九号において同じ。)に従事す

すべてを満たすものを除く。)

三〇五 (略)

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇二十三 (略)

二十四 金融機関代理業を行う場合において、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、法第二十一条各号に掲げる行為を行うこと(第二号に掲げる行為によってするものを除く。)

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証券(第一百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の発行者である顧客の非公開融資等情報(金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人

る金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び第二百八十一条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

イゝハ (略)

二十六〇二十八 (略)

2・3 (略)

が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び第二百八十一条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

イゝハ (略)

二十六〇二十八 (略)

2・3 (略)